

第3章 建設業

1. 建設

2015年の中国国内建設市場は、中国経済減速の影響により競争が激化し厳しい一年となった。また、この数年間継続している日本からの直接投資の減少は、外資系工事が受注できない日系建設企業にとって経営を難しいものとしている。一方で、深刻化する都市問題、環境問題への対策として、2016年からの第十三次五カ年計画においても、政府主導でさまざまな施策が推進され始め、中国の建設業は従来のビジネスモデルから新たなビジネスモデルの構築に向け、大きな転換点を迎えている。過去に公害をはじめ同様の問題を克服してきた日本の経験、知見を活かして貢献する好機が到来している。

2015年度の都市部の固定資産投資額は55.2兆元、前年比10.0%増となり2013年の19.6増%、2014年の15.7%増に比べ低い伸び率となった。これは、2015年のGDP成長率が6.9%と25年ぶりに7%を割り込んだ大きな要因の一つとなった。固定資産投資が低調に終わったことは、固定資産投資額全体の3割超を構成する製造業投資が前年比8.1%増と振るわなかったことに加え、不動産投資額も9.6兆元、前年比1.0%増と低水準となったことが大きな要因である。

低調だった不動産の販売面積および価格は購入制限の緩和策等を受けて、沿海部を中心に徐々に回復傾向にあるものの、2015年12月末で7.1億㎡に積み上がった販売在庫の存在が新規投資の抑制圧力となっている。政府もこの問題を重視し、2015年12月開催の中央経済工作会議、同じく住宅都市農村建設部工作会議でもこの問題への対応が2016年の重点任務と位置付けている。

一方で、政府の方針として共同溝事業・海綿都市事業等都市インフラの整備事業は既にPPPでのパイロット事業が全国各地で始動しており、さらに、環境配慮、品質向上を目的とする建築プレハブ化の促進も本格化してきている。

このような状況下、進出日系建設会社が直面する問題点と改善要望に関して述べる。

建設業にかかわる問題点と改善要望

2015年に改善された項目

2015年の白書において建議した内容のうち、改善が見られた項目について述べる。

1. 子会社（子会社）、分公司（支店）設立に関して、中央政府による統一的な法整備により、地域格差の無い統一性の確立を要望したい（2015年白書建議事項②・③）。

施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用ばらつきの改善を要望したい（2015年白書建議事項⑫）。

上記について、2015年9月21日の「住宅都市農村建設部 建築市場の統一開放推進に関する若干の規定発行に関する通知」（建市[2015]140号）の附件1（建築市場の統一開放推進に関する若干の規定）第四条において「外地建築企業と本地建築企業に同等の待遇を与える」との規定が設けられた。さらに、第八条において、（一）勝手にいかなる審査承認、登録事項、或は告知条件を設けること、（三）外地企業への子会社設立、分公司設立要求を行うことの禁止、など9つの禁止条項が規定されたことは、非常に評価できる。今後、この規定が徹底され、全国統一の公平な競争が確保されるように、中央政府のさらなる指導、監督に期待したい。

2. 2014年11月6日付けで公布された建設業企業資質標準における、新しい認可要件と受注制限内容に関し、以下をはじめとして、各種の柔軟な運用や緩和を要望するとともに、住宅都市農村建設部として各地建設行政機関に追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望したい（2015年白書建議事項⑩）。

上記について、2015年10月9日の「住宅都市農村建設部 建築業企業資質管理についての問題に関する通知」（建市[2015]154号）第二項において、一級資質の場合、3,000万元と定められていた受注金額の下限が撤廃されたのは非常に評価できることである。今後、他の条件についてもさらなる見直し、撤廃を期待したい。

2016年以降引き続き改善が求められる問題

入札に関する問題

「入札法」（主席令第21号）、「工事建設項目入札募集範囲および規模の標準規定」（国家発展計画委員会第3号令）では、インフラ施設・公用事業・国有資金投資・国家融資・国際組織または外国政府の資金使用等のプロジェクト等については入札募集が必要であると規定されている。

上述規定では省政府レベルで入札募集範囲、規模を規定できるため、上海市、江蘇省等では、外資民間投資プロジェクト（非国有投資）では入札手続が不要な一方、北京市、天津市等においては、入札募集が必要であり、地域毎にばらつきがある。

入札手続については資格を有する入札代理機構が実施し、入札評価も第三者機関が実施するため、発注者の意向通りの発注ができない可能性がある他、入札手続に時間を要する、少なからぬ入札代理報酬の発生等、プロジェクト遂行に影響が出ている。

建造師資格に関する問題

2008年2月の住宅都市農村建設部通知（建市[2008]48号）により、項目經理（プロジェクトマネージャー）制度が建造師制度に変更されたことで、日本人を含む外国人項目經理に対する扱いが変更となり、外国人が現場責任者となる場合、「建造師」試験を受験、合格するしか方法が無くなった。

後述の建設会社の資質認定標準でも、この「建造師」有資格者数が関係するため、「一級建築士」など日本の公的資格を保有し、中国人の建造師資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者を「建造師」人数に参入できないことは、建設業の資質維持の観点から経営上の問題であると同時に、外国人技術者に対する不平等となっている。

外資企業の設計資質、 外資独資建築企業についての問題

外国の設計事務所が中国国内で設計業務を請負う場合、建市[2004]78号により、中国での設計資質を有する中国の設計事務所（設計院）との合作設計が必要である。また、外国の設計事務所が中国国内で設計会社を設立する場合、「外商投資建設工程設計企業管理規定」により、常駐外国人技術者（中国居住期間が1年間で6カ月以上）の数が、独資の場合は技術者総数の4分の1、合弁の場合8分の1を下回ってはならないと規定されており、常駐技術者数維持が負担となっている。

また、外資独資建築企業については、「外商独資建築企業管理規定」により、請負可能な工事について、①100%外資、海外無償援助、②国際金融機構による借款、③外資50%以上の中外聯合建設、あるいは外資50%未満であるが技術的に困難で、省、自治区、直轄市政府が許可した中外聯合建設、などの工事に限られている。国内建設投資の主要部分である中国資本100%の工事については、中国企業では施工が技術的に困難な場合のみ省、自治区、直轄市政府の許可を得て中外建築企業は受注可能であるが、外資独資建築企業へは門戸が開かれていない。この結果、中国の建設市場は日系建設会社にとって魅力的な市場となっておらず、また保有する先進的技術を活かす機会を失っている。

2013年9月に発足した、「中国（上海）自由貿易試験区」では、試験区内で設立された外資独資建築企業は、上海市で外資50%未満の工事の請負が可能となった。従来の規制の緩和という点では歓迎できるが、既に試験区外に設立されている外資独資建築企業には適用されないこと、また施工エリアが上海に限られること、依然中国資本100%の工事には適用されないこと、など日系建設会社が規制緩和の恩恵を受けるには不十分であり、今後のさらなる規制緩和に期待したい。

新建築業資質標準についての問題

中国の建設業者は、外資企業も含め「資質」と呼ばれる

等級の取得が義務付けられている。資質取得には特級から三級までの等級毎に各種要件が定められており、また等級毎に請負可能な工事範囲、規模が定められている。2014年11月に、一級から三級までの資質標準が改訂された（建市[2014]159号）。今回の改訂には、頻発する不良工事問題や農民工の処遇改善への対応が背景にあると思われる。前述の通り、昨年の白書建議により改善された事項もあるが、依然直面している問題点を挙げたい。

- ①各建築資質で等級に応じ労務技術者資格保有者数が資格要件に追加となった。進出日系建設会社の多くが保有する「建築一級元請負」資質の場合、最低150名の労務技術者の直接雇用が要求されており、市場の縮小が続く中で、費用負担増が懸念されている。
- ②「建築二級元請負」では、受注可能な延床面積が「4万㎡以下」と従来の「12万㎡以下」と比べ大幅に減少しており、工事受注機会の逸失が懸念される。

これら問題点について柔軟な運用や基準の緩和を要望すると共に、住宅都市農村建設部として各地建設行政機関が追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望したい。

品質終身責任追及制の問題

2014年8月に住建部より公布された「建築工程五方主体項目責任人質量終身責任追及暫行弁法」（建質[2014]124号）により、建築プロジェクトにかかわる五方（発注者、勘察会社、設計会社、施工会社、監理会社）のプロジェクト責任者個人は、工事対象物の設計使用年限（通常50年）において品質の終身責任を負うことになった。

この責任は個人が所属会社を離職した場合でも継続して追及され、品質問題が生じた場合は、資格停止処分等行政罰の他、刑事罰を負うことも規定されている。

工物品質を重視するという政策意図は理解できるものの、経済のソフト化進展により建設業への従事希望者が年々減少している中で、このような政策はさらに建設業が敬遠される一因となることを懸念しており、規定の撤廃を含め、今後の見直しに期待したい。

施工許可申請における諸問題

建設工事施工許可は施工地の建設行政機関に申請を行うが、地方により以下のような各種要求・指導が行われ、プロジェクト工程に影響が出ている。さらに要求条件によっては当該地域への進出断念、工事受注機会の喪失といった問題に直面している。上述の通知（建市[2015]140号）により、今後の改善は期待されるが、中央政府の地方政府への改善指導に期待したい。

分公司（支店）の設立に関する問題

一部施工地の行政機関から子会社（子会社）・分公司（支店）の設立を条件とされることがある。この場合、農民工保証金の納付、法人名義口座維持、一定面積の事務所維持等が必要となり、工事費に影響がある。また、地方により必要な条件、書類が異なる等手続が煩雑で、適時に子会社・分公司設立が出来ない場合、工程に多大な影響が出ている。

工事登記人員(現場施工管理有資格者)の 社会保険証明についての問題

日系建設会社の進出地域の殆どで、現場施工管理有資格者が自社従業員である証明として社会保険証明の提出が求められている。但し、各地の社会保障局発行の社会保険証明は書式・記載内容にばらつきがあり、往々にして施工地の建設行政機関の書式・記載内容要求を満たせず、解決に時間を要している。この他、分公司名義で納めた社会保険証明を認めない、直近5年間の納付証明でなければ認めない等の地域もあり、年々厳しくなるそれら諸要求につき、制限の緩和・運用の統一に期待したい。

工事ボンド(担保状)についての問題

工事ボンド(担保状)とは、工事費支払ボンド、請負者契約履行ボンド等、請負契約当事者双方の債務不履行を担保するものであり、契約条件により相手方に差入れるものである。しかし、当事者間で差入不要と約定しても、一部地域では建設行政機関より差入(契約条件の変更)を指導されることがある。

要求されるボンド種類・金額は地域により異なるが、契約当事者双方で一工事1,000万円以上の費用(ボンド費用)が発生する地域もあり、工事費増加への影響があるため、契約当事者間の合意を尊重した運用に期待したい。

施工契約モデル書式についての問題

上記③と類似の問題であるが、一部の地域では工事請負契約約款について、施工地行政機関から「モデル書式」(住宅都市農村建設部・各地建設局制定)の使用を強制されることがある。一方、日系を含む外資系工事の発注者からは、全世界の拠点で統一して採用している契約約款(FIDIC約款等)の使用を強く主張され、建設会社もこれに応じることが多い。しかし、当事者間で合意して発注者指定の契約約款を使用して契約締結しても、さらに当局要求により「モデル書式」による申請用契約の締結が必要となることがある。これにより、両者の整合性確認に多大な時間・労力を要する他、紛争発生時に混乱が生じるリスクがあるため、これについても、契約当事者間の合意を尊重した運用に期待したい。

<建議>

- ① 企業活動の実態に即した工業プロジェクト用地に関する国の規制について、実態に即した見直しと法令の整備を要望する。
- ② 建設業の本社所在地以外の地域への進出および同地における施工許可申請取得のために子会社(子会社)、分公司(支店)設立を条件とすることにつき、2015年に住宅都市農村建設部から地方への指導がなされたが、実施の徹底について引き続き指導を要望する。
- ③ 外資系工事(非国有民間投資プロジェクト)において、勘察(事前探査)・監理・設計・施工それぞれの業者決定にあたり発注者による入札実施が必要であることの見直し、手続の簡素化を要望する。

- ④ 建設業に従事する外国人社員と現地社員との資格取得制度の不平等な取扱いの是正と法令の整備が必要である。外国人社員が、中国人社員と同等な取扱いをされる制度への見直しを要望する。具体的には日本の一級級建築士、施工管理技士などの資格を中国の建造師資格等と同等に取り扱うことを要望する。
- ⑤ 納税制度の地域格差の是正と見直しが必要である。建設業という業態にあった法令の整備を要望する。
- ⑥ 納税や保証金の支払において二重払いが課せられる状況が見受けられるので、改善を要望する。
- ⑦ 外資企業の設計資質取得規制(中国設計院との合弁、常駐外国人設計士の人数等)について緩和を要望する。
- ⑧ 外資独資建築企業について受注規制(中系客先工事受注制限)の緩和を要望する。中国(上海)自由貿易試験区に新たに法人を設立した場合には、受注規制が緩和されるが、既存中国法人の域内支店に対してもこの規制緩和の適用を要望する。
- ⑨ 2014年11月6日付けで公布された建設業企業資質標準における、新しい認可要件と受注制限内容に関し、以下をはじめとして、各種の柔軟な運用や緩和を要望するとともに、住宅都市農村建設部として各地建設行政機関に追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望する。
 - ・ 認可要件として追加された「一定数の技能工の雇用義務付け」(一級資質の場合150人以上等)基準の撤廃。
 - ・ 同2級資質における「延床面積制限4万㎡以下」の緩和など。
- ⑩ 中国における建築技術水準向上に資する建設関連資格制度の広範な普及を促進するという観点から、「プロジェクトに携わる発注者・勘察・設計・施工・監理責任者個人に対する品質終身責任制」の撤廃を要望する。
- ⑪ 施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用ばらつきの改善を要望する。
 - ・ 工事登記人員(現場施工管理有資格者)の社会保険証明書提出。
 - ・ 当事者間(発注者-施工業者)では不要と合意している工事ボンドの発行要求。
 - ・ 請負契約締結にあたっての「施工契約モデル書式」の使用強制。
 - ・ 法人身分証明書(外国人の場合パスポート)提出など。